

JAPANESE (JA)

# 協力団体との覚書

## 以下の団体の間に交わされる同意事項

## 実施国側協同提唱者：[実施国側クラブ名および地区、国]

## 援助国側協同提唱者：[実施国側クラブ名および地区、国]

## 団体1：[団体名、国]

## 団体2：[団体名、国]

### 件名

[国]、[市町村]におけるグローバル補助金（#[Grant number]、[名称]）（以下、「ロータリー補助金」）

### 定義

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある団体である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。

### 目的

本文書は、ロータリー財団の補助金を使用するプロジェクトを実施するために、上記関係団体の間における同意事項を定めるものである。本文書は、このプロジェクトに参加しているその他の団体（受益団体、非営利の請負業者、政府機関など）にも使用できる。

### 共通目標

本同意書に記された全関係団体は、以下の共通目標を達成するために協力する。

1. [目標を追加]
2. [目標を追加]

### 実施国側協同提唱者の責務

以下は、実施国側協同提唱者に推奨される責務である。

* ロータリー補助金によるプロジェクトの支援において技術的および専門的な奉仕を提供する。
* ボランティアの研修、メンタリング、財務審査を提供する。
* 地元の地域社会での啓蒙と広報を指導および調整する。
* プロジェクトのために地域社会から得られる支援とリソースを探す。
* ロータリー補助金によるプロジェクトを支援または視察するために来訪したロータリアンを世話する。
* 補助金資金を管理し、納入元、業者、請負業者への支払いを行う。
* 援助国側協同提唱者と協力して、ロータリー補助金プロジェクトの報告書を作成する。
* プロジェクトの活動を測定および評価する。

実施国側協同提唱者の責務：

1. [責務を追加]
2. [責務を追加]

### 援助国側協同提唱者の責務

以下は、援助国側協同提唱者に推奨される責務である。

* 地域社会での啓蒙と広報を指導および調整する。
* 国際的なファンドレイジング活動を指導および調整する。
* プロジェクト実施地に赴き、技術的または専門的な奉仕を提供する。
* ロータリー補助金プロジェクトの実施と報告において実施国側協同提唱者を援助する。

援助国側協同提唱者の責務：

1. [責務を追加]
2. [責務を追加]

### 団体1の責務

以下は、団体1に推奨される責務である。

* ロータリー補助金のプロジェクトのために、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー、研修、教育、その他の支援を提供する。
* 経費の支払いを受けるために、経費の内訳が入った明細書と領収書を実施国側協同提唱者または援助国側提唱者に提出する。
* ロータリー財団への報告書を作成するために十分な記録とデータを保管する。
* 実施国側協同提唱者と援助国側協同提唱者に活動と結果を正確かつ延滞なく報告する。
* プロジェクトの活動を測定および評価する。
* ロータリー補助金の資金が使いつくされた後に、財務・運営面でプロジェクトの支援を継続する。

団体1の責務：

1. [責務を追加]
2. [責務を追加]

### 団体2の責務

以下は、団体2に推奨される責務である。

* ロータリー補助金のプロジェクトのために、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー、研修、教育、その他の支援を提供する。
* 経費の支払いを受けるために、経費の内訳が入った明細書と領収書を実施国側協同提唱者または援助国側提唱者に提出する。
* ロータリー財団への報告書を作成するために十分な記録とデータを保管する。
* 実施国側協同提唱者と援助国側協同提唱者に活動と結果を正確かつ延滞なく報告する。
* プロジェクトの活動を測定および評価する。
* ロータリー補助金の資金が使いつくされた後に、財務・運営面でプロジェクトの支援を継続する。

団体2の責務：

1. [責務を追加]
2. [責務を追加]

### 相互理解

全関係者は以下に同意する。

1. ロータリー補助金は、承認された場合、実施国側協同提唱者および援助国側協同提唱者に支給される。
2. ロータリー補助金の使用を決定し、管理するのは、実施国側協同提唱者および援助国側協同提唱者である。
3. 実施国側協同提唱者と援助国側協同提唱者は、本プロジェクトの全段階に関与する。
4. 実施国側協同提唱者と援助国側協同提唱者はそれぞれ、代表として本プロジェクトの管理責務を担う少なくとも3名から成る補助金プロジェクト管理委員会を設ける。
5. 実施国側協同提唱者と援助国側協同提唱者は、ロータリー財団の「[地区補助金とグローバル補助金：授与と受諾の条件](https://my.rotary.org/ja/document/terms-and-conditions-rotary-foundation-district-grants-and-global-grants)」を順守する。
6. 実施国側協同提唱者と援助国側協同提唱者は、協力団体が定評のある団体で、プロジェクト実施国の法律に準拠して責任をもって活動できることを確認する。
7. すべての補助金資金は実施国側協同提唱者と援助国側協同提唱者が受領、管理し、協力団体によって管理されない。
8. 補助金資金は、業者への支払いや購入費用の支払いが必要となるまで、ロータリー補助金用の指定の銀行口座にとどまる。
9. 業者や協力団体への支払いはすべて、領収書、支払い済み請求書、料金預かり証、または書面による同意をもって裏付けを残す。
10. 協力団体がプロジェクトに資金を提供する場合があるが、ロータリー財団は、この資金に対するマッチング（上乗せ）は行わない。
11. 協力財団のプロジェクト関連文書は、ロータリー財団による独立財務・運営監査の対象となる場合がある。
12. 本文書とは別の参加資格認定用の「クラブの覚書」または「地区の覚書」において、実施国側協同提唱者と援助国側提唱者は、以下のことに同意している：

通貨変換を含む補助金活動はすべて、地元の法律を順守して行うことを確認する

ロータリー財団の資金管理の方法と補助金管理の慣行を忠実に守ってプロジェクトを行うことを確認する

補助金に関与する人がすべて、実際に存在、または存在すると見受けられる利害対立を避けるような方法で活動を実施することを確認する

補助金資金の不正使用または不適切管理がある場合、またはその可能性がある場合は、すべて地区に報告する

協力して、すべての財務、補助金、運営監査を行う

総勘定元帳とすべての領収書および補助金資金の支払いに関する完全な記録を含む標準会計を維持する

ロータリー財団の「地区補助金とグローバル補助金：授与と受諾の条件」に沿って補助金資金を支払う

補助金活動を通じて購入、製作、配布した物の目録を維持する

補助金資金の受領と支払いのみに使用される指定の銀行口座を維持する

支払いのために、提唱クラブまたは提唱地区から少なくともロータリアン2名の銀行口座署名人をもつ

1名の人が資金を管理することのないよう、資金管理義務の分担を維持する

署名人を変更が生じた際に銀行口座の管理権を移動できるよう、書面による計画を維持する

領収書と補助金資金の使用を立証するため、銀行取引明細書を維持する

クラブと地区の役員が認知し、またアクセスできる場所に補助金関連資料を保管する

最低5年間、または地元の法律で定められている場合はそれより長い期間、補助金関連資料を保管する

### 利害の対立

ロータリー財団の「地区補助金とグローバル補助金：授与と受諾の条件」に記される「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」に従い、実際に存在、または存在すると見受けられる利害対立はすべて、ロータリー財団に開示されなければならない。これには、業者としての立場にあるロータリアン、または協力団体の管理委員、理事、役員、職員を務めるロータリアンがいる場合も含まれる。利害対立の疑いがある場合も、すべて開示すべきである。

実際に存在、または存在すると見受けられる利害対立を以下に特定すること：

1. [対立の内容を追加]

### 変更

本文書に加えられる変更は、関係者の相互の合意によって行われる。変更を実行する前に、全関係者の署名と日付が入り、ロータリー財団が承認した書面による変更文書を発行しなければならない。

### 連絡先情報

国際ロータリーとロータリー財団（総称して「ロータリー」）はプライバシーを重視しており、あなたがロータリーと共有した個人データは、ロータリーの公式業務（ロータリー補助金と関連する事柄など）を目的としてのみ使用される。本書式上で収集された個人データは、[ロータリーのプライバシーの方針](https://my.rotary.org/ja/privacy-policy)に沿って扱われる。

### 承認

以下に署名することによって、上記の関係団体は、本覚書の条件に同意する。

実施国側協同提唱者による承認：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 署名と日付 |  | | | 日付 |
| 氏名と役職 | 氏名 | | | 役職 |
| 住所 | 住所 | | | |
| 電話番号とEメール | | 電話番号 | Eメール | |

援助国側協同提唱者による承認：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 署名と日付 |  | | | 日付 |
| 氏名と役職 | 氏名 | | | 役職 |
| 住所 | 住所 | | | |
| 電話番号とEメール | | 電話番号 | Eメール | |

団体1による承認：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 署名と日付 |  | | | 日付 |
| 氏名と役職 | 氏名 | | | 役職 |
| 住所 | 住所 | | | |
| 電話番号とEメール | | 電話番号 | Eメール | |

団体2による承認：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 署名と日付 |  | | | 日付 |
| 氏名と役職 | 氏名 | | | 役職 |
| 住所 | 住所 | | | |
| 電話番号とEメール | | 電話番号 | Eメール | |